

滋賀県立琵琶湖博物館における研究活動に係る行動規範

(平成28年7月1日 策定)

(令和4年9月10日改定)

滋賀県立琵琶湖博物館（以下「博物館」という。）は、湖と人間との関係を過去から現在まで研究調査し、資料を収集・整理し、その成果をもとに県民・地域の人々とともに考え、今後の望ましいあり方を探求することを使命としている。博物館は県民や社会の期待を担い成長発展していく博物館であり続けるために、研究調査を基盤として資料整備、展示活動、交流活動を展開している。これらは博物館や学芸職員への県民や社会からの信頼のもとに成立していることを自覚しなければならない。しかしながら近年、研究活動における不正行為が国内外で生じ、研究者や研究機関への社会的信用を失墜させる事態を招いている。このような状況を鑑み、博物館は、日本学術会議声明「科学者の行動規範」改訂版（平成25年1月25日）および「博物館関係者の行動規範」（日本博物館協会平成23年3月）に準拠した行動規範を定め、公正な博物館活動を推進しようとするものである。

（研究者の定義と基本的責任）

この規範で対象となるのは、博物館において研究活動を行う学芸職員、特別研究員、ならびに嘱託職員等（以下「学芸職員等」という。）である。学芸職員等は、博物館の公益性と未来への責任を自覚し、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。また、資料を過去から現在、未来へ橋渡しすることを社会から託された責務と自覚し、博物館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって収集・保存に取り組む。

（学芸職員の姿勢）

学芸職員等は研究活動において常に誠実に行動し、自ら専門的な知識や能力、技術の向上に努め、研究によって得られた結果を科学的に示す最善の努力を尽くす。また、研究によって得られた知識や経験、培った技能を生かして博物館活動を高めていく。

（社会の中の学芸職員）

学芸職員等は公的性格を有する学術研究の自律性が、社会からの信頼と負託の上に成立することを自覚し、行動する。

（社会の期待に応える研究）

学芸職員等は真理の追求や解明あるいは県民や社会が抱く様々な疑問や課題の解決に向けた期待に応える責務を有する。また、研究調査によって蓄積した資料や情報またはその成果を人類共通の財産として、展示や交流活動などを通じて、広く県民や社会に還元する。

（説明と公開）

学芸職員等は自らが携わる研究の意義や役割を積極的に公開して説明する。その研究が社会や環境に及ぼし得る影響や起し得る変化を中立的・客観的に評価し、その結果を公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。その経費の使途についても説明責任を有する。

(研究利用の両義性)

学芸職員等は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

学芸職員等は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。学芸職員等は研究成果を論文などで公表することで、果たした役割に応じて功績の認知を得ると共に責任を負わなければならない。研究調査データや資料等の適切な管理および保存等により、研究成果の信頼性の確保および不正行為の発生の未然防止に努め、開示請求等に応じることができるよう、記録保存を徹底する。研究の各過程において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為および不正行為への加担、隠蔽を行わない。論文著作者の不適正な表示、二重投稿についても、研究者倫理に反する行為として行わない。

(研究環境の整備と教育啓発の徹底)

学芸職員等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚する。また、学芸職員・研究者コミュニティや博物館の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。

(研究対象、資料の価値への配慮)

学芸職員等は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究協力者の人権を尊重し、研究活動の過程において知り得た個人情報の取り扱いについて十分に配慮する。研究で使用する生き物に対しては、真摯な態度で敬意を持って扱う。資料の多面的な価値を尊重し、資料に関わる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動する。

(他者との関係)

学芸職員等は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の名誉や知的財産権を尊重する。また、学芸職員・研究者コミュニティや特に自らの専門領域における研究者相互の評価に参加する。

(社会との対話)

学芸職員等は、県民や地域の人々に働きかけ、他の機関等と対話・連携して博物館の総合力を高める。社会と学芸職員・研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、県民・地域の人々との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効かつ適切な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解りやすく説明する。

(科学的助言)

学芸職員等は、自らの価値観に偏ることなく客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性や見解

の多様性について明確に説明する。

(差別の排除)

学芸職員等は、博物館活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行わない。

(利益相反)

学芸職員等は、自らの博物館活動において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(法令等の遵守)

学芸職員等は、研究の実施、研究費の使用にあたって、法令や関係規則を遵守する。また、県職員については、公務員としての自覚を持って「滋賀県コンプライアンス指針」に定める行動規範を遵守する。特別研究員については博物館の県職員の指示に従う。